

埼玉県共助社会づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、日本一の共助県づくりを推進するため、埼玉県特定非営利活動促進基金（以下「埼玉県N P O基金」という。）の活用により、事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、特定非営利活動法人が市町村と連携して実施する地域課題の解決を目的とした事業のうち、埼玉県共助社会づくり支援事業として採択された事業とする。

2 前項については、国庫補助金、他の県費補助金等、この補助金以外の公的補助金の交付を受ける事業及びその他の団体から補助金を受ける事業は、補助対象としない。

(補助対象経費等)

第3条 前条の事業における補助対象者、補助対象経費、補助対象外経費、補助額、補助対象期間については、別表のとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号とし、その提出期限は、毎会計年度ごとに定めるものとする。

(記載事項)

第5条 規則第4条第1項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 規則第4条第2項第3号及び第4号に掲げる事項
- (2) 事業実施により予定している収入の有無及びその内容

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は次のとおりとする。

- (1) 団体概要
- (2) 役員名簿、收支予算書等、団体概要を補足する書類
- (3) 備品購入費等に係る見積書等
- (4) 事業内容が明らかとなる書類

3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(委員会の意見の聴取)

第6条 知事は、交付の決定をしようとするときは、あらかじめ別に定める埼玉県共助社会づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴く。

2 委員会は、この補助金の趣旨を実現する観点から審査基準を決定し、これに基づいて交付先及び金額等についての意見を述べる。

(交付決定及び通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を当該団体に通知する。

(支払の方法)

第8条 知事は、必要があると認めたときには、前条で通知する交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号の補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第9条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第3号に定める知事の承認を受ける場合、次の各号の申請書をあらかじめ提出しなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき 様式第4号

(2) 補助金の額に変更が生じないとき 様式第5号

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 補助対象経費総額の増減が20%以内の場合

(2) 補助対象経費総額の20%の範囲において、当初申請した事業収支予算書の経費区分間の配分を変更する場合

3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めたときは、次の各号の様式により、その旨を当該団体へ通知する。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき 様式第6号

(2) 補助金の額に変更が生じないとき 様式第7号

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第 11 条 規則第 13 条の報告書の様式は、様式第 8 号のとおりとする。

2 前項の報告書は、次に掲げる書類を添えて、事業完了（事業の中止又は廃止の場合を含む。）後 10 日以内、又は別に定める日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(1) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し

(2) その他事業に関して知事が必要とする資料

3 補助対象事業を実施する団体の会計年度の途中である等やむを得ない理由により、第 1 項に規定する様式のうち収支計算書を提出できない場合には、その理由及び提出予定年月日を記載した書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 規則第 14 条の補助金の額の確定通知は、様式第 9 号により行うものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第 13 条 規則第 19 条第 1 項ただし書に定める知事が定める期間は、事業完了後 5 年とする。

(処分制限財産の指定)

第 14 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号の知事の定めるものは、備品とする。

(書類の整備等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(情報公開等)

第 16 条 補助事業者は、補助金で実施した事業の成果について、当該団体のホームページや広報物によって、広く県民に公開しなければならない。

2 補助事業者は、埼玉県NPO基金の広報活動に必要な資料の提供や県ホームページへの情報提供等において、必要な協力をしなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。